

鳥取市再資源化等推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再資源化等推進事業に協力する団体に対し、奨励金を交付することによりごみの再資源化と減量化を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 再資源化等推進事業 推進団体が再資源化等対象物を収集し、回収業者等に売却又は引き渡しすることによりごみの再資源化と減量化を推進する事業を言う。
- (2) 推進団体 町内会、婦人会、PTA、子供会、老人クラブなど市内の営利を目的としない団体で、年1回以上再資源化等推進事業を実施する団体をいう。
- (3) 再資源化等対象物 古紙類、金属類、ビン類、布類、牛乳パックのうち再生利用が可能な物で市長が認めたものをいう。
- (4) 回収業者等 再資源化等対象物の回収を業とする者又は再生利用を目的とした事業者で市長が認めたものをいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、再資源化等推進事業を実施した推進団体に対し、回収業者等へ引渡した次の表の左欄に掲げる再資源化等対象物の区分に応じ、同表の右欄に定める単価を乗じて得た額を奨励金として交付する。ただし、再資源化等対象物の重量は、小数点以下を切り捨てとする。

区 分	単 価		区 分	単 価	
新聞紙	キログラム当たり	6円	布類	キログラム当たり	4円
段ボール	キログラム当たり	6円	金属類	キログラム当たり	4円
雑誌	キログラム当たり	6円	ビン類	本当たり	4円
アルミ缶	キログラム当たり	4円	牛乳パック	キログラム当たり	4円

(推進団体届)

第4条 前条の規定に基づいて奨励金の交付を受けようとする団体（以下「届出団体」という。）は、事業着手前に再資源化等推進団体届（様式第1号。以下「推進団体届」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の推進団体届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体の規約等活動状況の分かる書類
- (2) 団体の決算書等収支状況の分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により推進団体届の提出があったときは、再資源化等推進事業の実施が可能な団体かどうか審査し、受理の適否を決定して届出団体に通知するものとする。

4 推進団体は、届け出ている代表者が変更となったときは、速やかに再資源化等推進団体代表者変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

5 推進団体は、活動をやめる場合、再資源化等推進団体廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 推進団体は、再資源化等対象物を回収業者等に売却又は引き渡したときは、速やかに再資源化等推進事業実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、回収業者が発行した計算書等（発行日から6か月以内のものに限る。）を添付するものとする。

(奨励金の決定及び交付)

第6条 市長は、実績報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき奨励金の額を決定し、速やかに交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体があつたときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(補足)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行し、平成6年4月1日以降に実施した再資源化等推進事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町（以下「編入町村」という。）の編入の日前に国府町再資源化等推進事業補助金交付要綱（平成3年国府町告示第3号）、福部村再資源化等推進事業報奨金交付要綱（平成4年福部村要綱第2号）、河原町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成2年河原町訓令第2号）、用瀬町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成3年4月1日制定）、佐治村資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成3年4月1日制定）、気高町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成4年4月1日制定）、鹿野町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成4年4月1日制定）又は青谷町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成3年青谷町要綱第2号）（以下「編入前の要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、次項に定めるもののほか、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成16年度に限り、編入前の編入町村の区域内における奨励金の額については、第3条の規定にかかわらず、なお編入前の要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日以降に実施した再資源化等推進事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。